省　令

○総務省令第十号

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十三条第二項第一号の規定に基づき、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方法人特別税の収入見込額」を「交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方法人特別税の額」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十七日

防衛大臣　小野寺五典

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「合算した数値」の下に「（当該駐留軍等の再編が駐留軍の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合であって法第二条第三号の施設及び区域（以下この号において「施設及び区域」という。）が所在していない市町村に新たに施設及び区域を設置するものである場合において、当該数値が一・一を下回るときは一・一）」を加える。

第八条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「であって、再編点数が増加する場合には、」を「から」に改め、「いう。）」の下に「までの間である場合には、上限終了年度」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6　第三項の場合において、修正後の年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回るときは、上限終了年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。

7　前項の場合において、対象市町村に他の駐留軍等の再編に係る再編点数があるときは、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回った点数について、当該再編点数のうち最も大きいものから順次に減じるものとする。

8　第一項の数値の修正が上限終了年度後である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、修正した再編点数から当該修正を行った年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該修正を行った年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

9　第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。